

KANTO 金融サービス info

かんとぅ きんゆうさーびす いんふお

- ◆ 関東財務局は、財務省の総合出先機関として、また、金融庁から事務委任を受け、関東甲信越地区の1都9県において、財政や金融に関する業務を行っております。
- ◆ ここでは、地域の皆様と金融サービスに関する情報を共有し、利用者保護の推進を図ることを目的として、金融サービス利用者等に役立つ情報を分かり易く提供していくこととしていきます。

トピックス ▶ 平成28年からNISA(少額投資非課税制度)が変わります

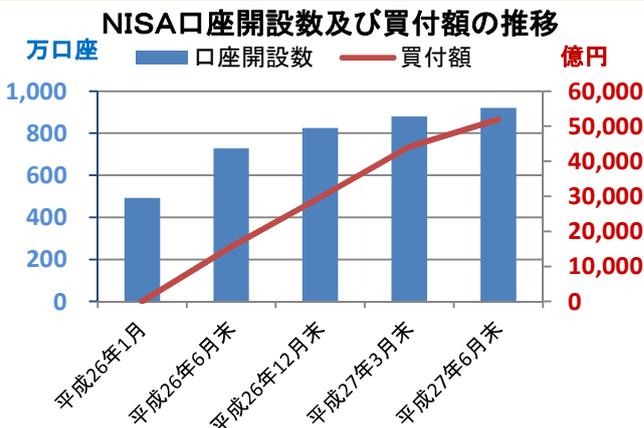
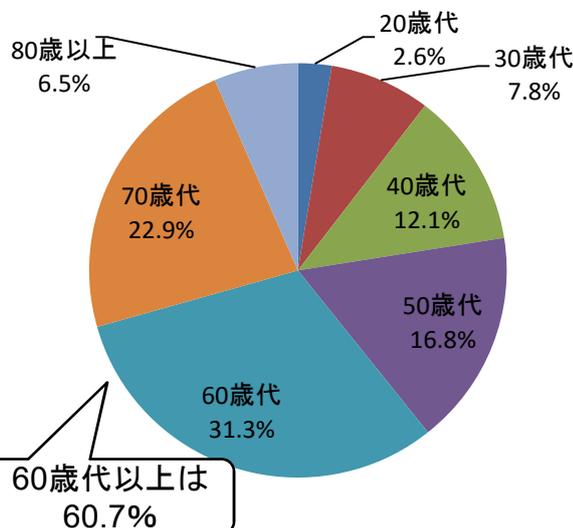
現在のNISA

- ◆ 投資家のすそ野を拡大し、「**家計の安定的な資産形成の支援**」及び「**経済成長に必要な成長資金の供給拡大**」を図るため、投資に対するインセンティブを与えることを目的として、平成26年に導入
- ◆ **毎年100万円までの投資額から得られた収益(売却益・配当等)が5年間非課税**(5年間で最大500万円)
- ◆ 上場株式等や公募株式投資信託が対象(預貯金や債券(公社債等)は対象外)
- ◆ **日本に住む20歳以上**の人であれば誰でも利用可能

NISAの利用状況

- ◆ 平成27年6月末時点でのNISA **口座開設数は約921万口座、買付額は約5兆円**となり、着実に利用が進んでいる

NISA口座を通じた買付額の年代別比率



- ◆ しかしながら、平成27年6月末時点でのNISA口座を通じた**買付額に占める60歳以上の割合が、約60%**と依然として高く、**中高年の投資経験者による利用が大半**を占めている

⇒若年層や投資未経験者層への更なる普及が課題

新しいNISAの制度

変更点①

NISAの年間投資上限額の拡大(平成28年1月から)

- ✓ 年間上限100万円まで
⇒ **120万円まで20万円UP**

12の倍数とすることで、毎月定額で投資する積立投資に便利な金額

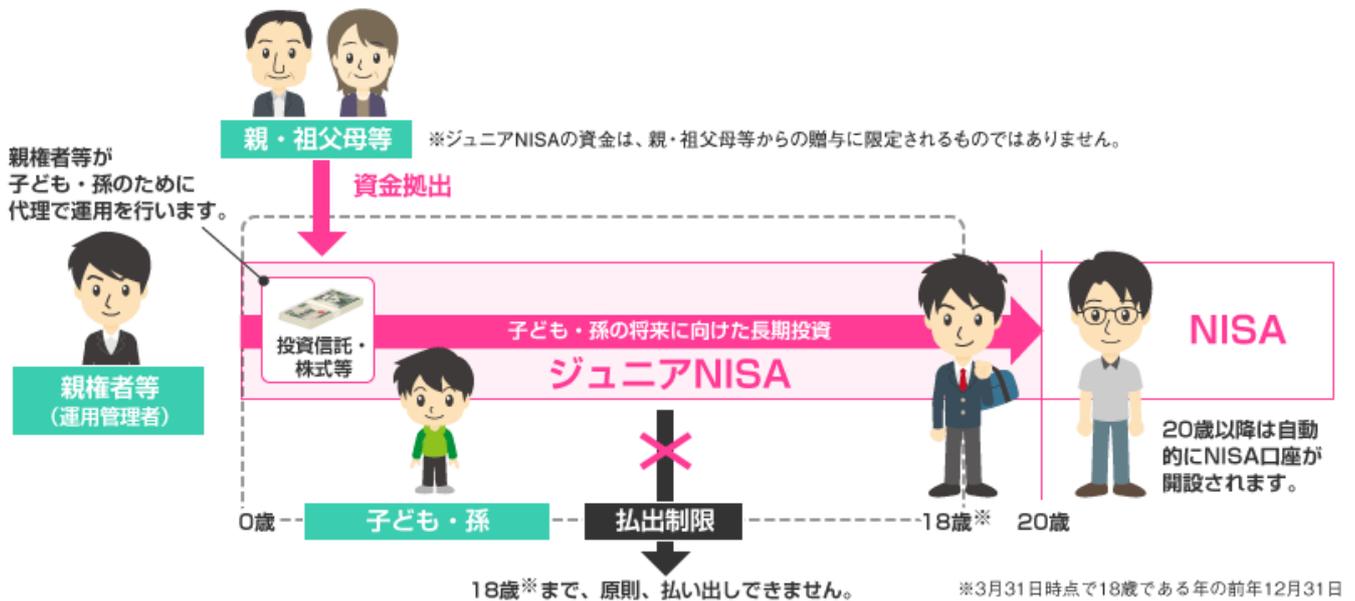
変更点②

ジュニアNISAの創設

(平成28年1月から口座開設の受付開始、4月から投資可能)

- ✓ 子どもの将来に向けた資産運用のための制度
- ✓ 日本に住む**0～19歳の未成年者**が口座開設可能
(親権者等が代理で資産運用)
- ✓ 投資上限額は**年間80万円**まで(5年間で最大400万円)
- ✓ 非課税期間はNISAと同じ、投資をしたときから5年間

ジュニアNISAのイメージ(金融庁HPより)



職場積立NISAについて

- 給与からの天引き等によりNISA口座を利用して投資をする職場積立NISAサービスの提供が各金融機関で始まっており、民間企業での導入が見受けられます。
- 職場積立NISAは、若年層をはじめとした現役世代における長期的な資産形成に有効な積立投資の普及につながることが期待されています。